

アンケート結果の考察、検討課題について

庁内連携・庁外連携

【市町村アンケート1-1】

- ・市町村が取り組んでいる施策・支援内容について、令和5年度調査と同様に「相談支援」、「他の関係機関・窓口へつないでいる」が多い傾向で、その他の項目についても若干増加。

【市町村アンケート1-3、1-4】

- ・女性相談窓口から、「庁内」「庁外」の関係機関・窓口へのつなぎ先については、令和5年度調査と比較し、各部署等で増加しており、各関係機関との連携が進んでいる。

【市町村アンケート1-5、1-6】

- ・女性相談窓口につながる「庁内」の関係部署は、「児童福祉担当部署」、「生活保護・生活困窮者関連担当部署」が多く、相談内容としては「女性相談窓口の支援が受けられないかの相談」や「一時保護検討の依頼」が多い。
- ・女性相談窓口につながってくる「庁外」の関係機関は、「警察署」、「社会福祉協議会」が多く、相談内容としては「女性相談窓口の支援が受けられないかの相談」や「一時保護検討の依頼」が多い。

【市町村アンケート1-7、1-8、1-9】【民間団体アンケート13、17】

- ・女性支援法の施行後、「庁内」の関係部署との連携がしやすくなったと回答した自治体は9自治体で、支援調整会議の設置等により連携強化につながっているという回答があった。
- ・一方、女性支援法の施行後、「庁内」の関係部署との連携のしやすさについて、「いいえ（変わらない）」と回答した自治体が21自治体、「どちらでもない」と回答した自治体が13自治体あり、「連携体制のフローや役割分担が決まっていない」などの課題の回答があった。
- ・また、民間団体アンケートにおいても、「自治体内での連携」に課題を感じていると回答した民間団体が一定数あり、民間団体の視点からも、庁内連携に課題があることが分かり、府内市町村でのさらなる庁内連携の強化が必要。

【市町村アンケート1-10、1-11、1-12】

- ・女性支援法の施行後、「庁外」の関係機関との連携がしやすくなったと回答した自治体は9自治体で、様々な機関との連携が増えたという回答があった。
- ・一方、「いいえ（変わらない）」と回答した自治体が24自治体、「どちらでもない」と回答した自治体が10自治体あり、「警察との連携」、「各関係機関に役割や活動が理解されていないこと」などの課題の回答があった。

＜＜検討課題＞＞

- ・庁内連携、庁外連携の促進
- ・支援調整会議の設置促進により、関係機関、関係他部署と相互理解を深める場の設定
※「支援調整会議」については、4ページで詳述

若年女性への支援

【市町村アンケート2－2】

- ・若年女性への支援における課題は、令和5年度調査と同様に「支援に活用できる制度が少ない」という回答が多い。
- ・市町村に直接聞き取りを行ったところ、若年女性を支援したケース自体が少ない傾向。

≪検討課題≫

- ・困難を抱える若年女性を支援につなげる取り組み（相談窓口の周知等）

民間支援団体との連携

【市町村アンケート3－1、3－2】

- ・民間支援団体と連携している自治体数は、令和5年度と比較して大きく増加。
※令和5年度調査においては、各市町村における「連携」の解釈に幅があり、そのことが回答結果の差異につながっていたと考えられるが、令和8年度調査では、委託による取組についても「連携」に含めて回答するよう基準を統一したことも、回答数の増加につながった要因と考えられる。
- ・支援内容は「相談支援」が最も多く、「居場所の提供」や「自立支援」など幅広く連携。

【市町村アンケート3－4】

- ・連携体制を築く際の課題としては、令和5年度調査と同様に「連携できる民間支援団体が少ない（ない）」との回答が多い。

【民間団体アンケート14、15、16】

- ・36の民間団体が自治体と連携していると回答。
- ・複数の自治体等と連携している団体が多く、連携内容としては、一時保護の受託や、児童に関すること、生活困窮者支援など、幅広い取り組みがあった。
- ・自治体との連携では、自治体と民間団体が並行して支援する場合が多い。

≪検討課題≫

- ・市町村と民間支援団体との連携の促進

一時保護

【市町村アンケート4－1、4－2】

- ・女性相談センターへの一時保護の検討依頼で、「介護（生活援助）が必要な利用者を支援できる設備や支援体制が整っていない」などの理由で一時保護に至らないケースがある一方、生活困窮支援などの「女性支援以外の枠組みで対応」していることも確認。

【市町村アンケート4－3】

- ・本人が一時保護を希望しなかった理由について、「携帯電話やスマートフォンが使えない」、「仕事や学校を休みたくない」、「同伴児が転校または学校等を欠席しなくてはならない」などの理由が多い。

【市町村アンケート４－４、４－６】

- ・スマートフォンの利用制限・外出制限を緩和した一時保護の利用について、「検討したことがない」の回答が多く、理由としては「利用できるようなケースがない」が最も多い。

【市町村アンケート４－７】

- ・女性相談センターへ一時保護の検討を依頼する際の課題として、「施設への出発までに、加害者と出くわす危険性が高い役所内で、様々な手続きをしてくるよう求められ、長時間を要する（相談者及び同伴者の負担が大きい）」という主旨の回答が多い。

≪検討課題≫

- ・スマートフォンの利用制限・外出制限を緩和した一時保護利用の促進、仕組みの周知
- ・女性相談センターの一時保護前の各種手続きをスムーズに実施するための研修等の実施

女性相談体制

【市町村アンケート６－１、６－２、６－５】

- ・女性相談支援員を配置している自治体は 28 自治体まで増えてきており、そのうち 12 自治体が女性相談支援員を複数名配置。16 自治体は、女性相談支援員 1 名の体制。
- ・女性相談支援員を配置するうえでの課題として、「増員が必要だが、予算確保が難しい」、「専門的な人材の確保や育成が難しい」という回答が多い。

【市町村アンケート６－７、６－８、６－９】

- ・相談支援を外部の民間団体へ委託している自治体は 19 自治体あり、うち 11 自治体が女性相談支援員を配置せず、委託のみで対応。
- ・相談支援を外部の民間団体へ委託することの有効性については、「専門知識を有する相談員が対応することで、適切な質の高い支援が可能となる」など、有効であるとする回答が多い。

【市町村アンケート６－13、６－14】

- ・女性相談の対応（援助方針の検討、庁内外の関係者との調整等にかかる組織的な検討プロセス）について、多くの自治体で「組織内の上司や所管課内の他職員に相談」するなど、周りの職員等と連携しながら対応できているが、8 自治体では、「女性相談支援員等担当者のみで対応を検討」の回答。

≪検討課題≫

- ・現行計画の数値目標では、府内全市への女性相談支援員の配置を掲げているが、相談支援業務を委託している場合の取り扱い
- ・組織的対応のため、女性相談支援員以外の職員も含めた、相談対応に従事する者のスキルアップ

女性相談支援員の育成研修

【市町村アンケート７－１、７－２】

- ・各自治体における人材育成については、大阪府等が実施する研修への参加を促している自治体が多

- い一方で、「研修を受講させる時間的余裕がない」といった課題を挙げる自治体もみられた。
- ・その他、「ノウハウ等の継承」、「女性相談支援員の定着」についての課題があげられた。

≪検討課題≫

- ・大阪府の研修内容のさらなる充実、実施方法の検討

支援調整会議

【市町村アンケート８－１、８－７、８－１３】

- ・「代表者会議」、「実務者会議」、「個別ケース検討会議」のいずれかを開催している自治体は 18 自治体。そのうち、「代表者会議」または「実務者会議」を開催している自治体は 11 自治体で、「個別ケース検討会議」を開催している自治体は 12 自治体。
- ・「DV 防止対策連絡会議」などと兼ねて実施している自治体もみられた。

【市町村アンケート８－５、８－１１、８－１８】

- ・支援調整会議を開催することのメリットとして、「代表者会議」、「実務者会議」については、「顔合わせができ、コミュニケーションも取りやすくなり、連携がスムーズになる」などの回答があった。
- ・「個別ケース検討会議」については、「関係部署・関係機関が情報共有や役割分担を行うことで、支援の方向性を統一し、効果的かつ円滑な支援につなげることができる」などの回答があった。

≪検討課題≫

- ・支援調整会議設置の促進